



# 金 沢 市 公 報

号外第32号の2

令和4年(2022年)12月28日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	● 公平委員会規則
● 規 則		○職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則 (公平委員会) 14
○職員の定年等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則 (人 事 課) 1		● 消防局訓令甲
● 訓令甲		○消防職員の勤務時間等に関する規程の一部改正について (消防総務課) 14
○職員の勤務時間に関する規程及び職員の勤務時間に関する規程等の特例に関する規程の一部を改正する規程 (人 事 課) 13		● 公営企業管理規程
● 教育委員会訓令甲		○金沢市企業局職員就業規則等の一部を改正する規程 (企業総務課) 15
○教育委員会事務部局の職員の勤務時間に関する規程の一部改正について (教育総務課) 14		● 病院事業管理規程
		○金沢市立病院職員就業規則及び金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (市立病院事務局) 15

## 規 則

職員の定年等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月28日

金沢市長 村 山 卓

### ●金沢市規則第68号

職員の定年等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(職員の定年等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 職員の定年等に関する条例施行規則(昭和60年規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「(趣旨)」を付し、同条中「第4条」を削り、「定年に達した職員の勤務の延長」を「職員の定年等」に改める。

第5条に見出しとして「(勤務延長に関する報告)」を付し、同条を第6条とし、同条の次に次の9条を加える。

(異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があった場合)

第7条 条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

(異動期間の期限の延長の承認)

第8条 条例第9条第2項又は第4項に規定する市長の承認の申請は、次条の規定による職員の同意を得たことを証する書面を添付し、異動期間の延長承認申請書(様式第4号)により行うものとする。

(降任等に係る職員の同意)

第9条 条例第10条の職員の同意は、適切な時期に書面によって得るものとする。

(降任等に係る辞令書の交付)

第10条 任命権者は、条例第8条に規定する他の職へ降任等をする場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、職員にその旨を明示した辞令書を交付するものとする。

- (1) 条例第9条各項の規定により異動期間を延長する場合
- (2) 条例第9条各項の規定により延長した異動期間の期限を繰り上げる場合

(異動期間の延長に関する報告)

第11条 任命権者は、毎年5月末日までに、前年4月2日からその年の4月1日までの間に条例第9条各項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況を市長に報告しなければならない。

(定年前再任用の原則)

第12条 任命権者は、定年前再任用を行うに当たっては、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第13条に定める平等取扱いの原則、法第15条に定める任用の根本基準及び法第23条に定める人事評価の根本基準に違反してはならない。

2 任命権者は、条例第12条の規定による年齢60年以上退職者等が法第52条第1項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第56条に規定する事由を理由として、定年前再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

(定年前再任用希望者に明示する事項及び定年前再任用希望者の同意)

第13条 任命権者は、定年前再任用を行うに当たっては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者（以下「定年前再任用希望者」という。）に次に掲げる事項を明示し、その同意を得なければならない。当該定年前再任用希望者の定年前再任用までの間に、明示した事項の内容を変更する場合も、同様とする。

- (1) 定年前再任用を行う職に係る職務内容
- (2) 定年前再任用を行う日
- (3) 定年前再任用に係る勤務地
- (4) 定年前再任用をされた場合の給与
- (5) 定年前再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間
- (6) その他任命権者が必要があると認める事項

2 前項に規定する定年前再任用希望者の同意は、定年前再任用を行う前の適切な時期に書面によって得るものとする。

(定年前再任用の選考に用いる情報)

第14条 条例第12条及び第13条第1項の規則で定める情報は、定年前再任用希望者についての次に掲げる情報とする。

- (1) 従前の勤務実績に関する情報
- (2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な情報

(定年前再任用に係る辞令書の交付)

第15条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員にその旨を明示した辞令書を交付するものとする。ただし、第2号に該当する場合のうち、辞令書の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。

- (1) 定年前再任用を行う場合
- (2) 任期の満了により定年前再任用短時間勤務職員が当然に退職する場合

第4条に見出しとして「(勤務延長等に係る辞令書の交付)」を付し、同条中「人事異動通知書」を「辞令書」に改め、同条を第5条とする。

第3条に見出しとして「(定年に達している者の異動の制限)」を付し、同条中「第4条第1項」の次に「又は第2項」を加え、「様式第2号」を「様式第3号」に改め、同条を第4条とする。

第2条に見出しとして「(異動期間が延長された管理監督職を占める職員の勤務延長の承認及び勤務延長の期限の延長の承認)」を付し、同条第2項中「同意は、」の次に「それぞれ、定年退職日、勤務延長の期限の到来の日又は勤務延長の期限を繰り上げようとする日に近接する適切な時期に」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項中「様式第1号」を「様式第2号」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加え、同条を第3条とする。

条例第4条第1項ただし書に規定する市長の承認の申請は、第3項の規定による職員の同意を得たことを証する書面を添付し、異動期間を延長した職員の勤務延長承認申請書（様式第1号）により行うものとする。

第1条の次に次の1条を加える。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定年退職 条例第2条の規定により退職することをいう。
- (2) 勤務延長 条例第4条第1項又は第2項の規定により職員を引き続き勤務させることをいう。
- (3) 勤務延長職員 条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員をいう。
- (4) 定年前再任用 条例第12条本文又は第13条第1項の規定により採用することをいう。
- (5) 定年前再任用短時間勤務職員 条例第12条本文又は第13条第1項の規定により採用された職員をいう。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の2項を加える。

(情報の提供)

2 条例附則第5項の規定により職員に提供する情報は、次に掲げる情報(第1号、第3号及び第4号に掲げる情報にあっては、当該職員が年齢60年に達した日以後に適用される措置に関する情報に限る。)とする。

- (1) 法第28条の2から第28条の5までの規定による管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する情報
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する情報
- (3) 年齢60年に達した日後における最初の4月1日以後の当該職員の給与に関する特例措置に関する情報
- (4) 当該職員が年齢60年に達した日から条例第3条に規定する定年に達する日の前日までの間に非違によることなく退職をした場合における退職手当の基本額を当該職員が当該退職をした日に法第28条の6第1項の規定により退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置に関する情報
- (5) その他任命権者が勤務の意思を確認するため必要があると認める情報

(勤務の意思の確認)

3 条例附則第5項の規定により職員の勤務の意思を確認する場合は、そのための期間を十分に確保するよう努めるとともに、次に掲げる事項を確認するものとする。

- (1) 引き続き常時勤務を要する職を占める職員として勤務する意思
- (2) 年齢60年に達する日以後の退職の意思
- (3) 定年前再任用短時間勤務職員として勤務する意向
- (4) その他任命権者が必要があると認める事項

様式第2号中「第3条関係」を「第4条関係」に、「第3条の」を「第4条の」に改め、「氏名」の次に「及び年齢」を加え、「及び期限」を「、期限及びその延長の根拠条項」に改め、同様式を様式第3号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

異動期間の延長承認申請書

金沢市長 様

任命権者

職員の定年等に関する条例第9条第2項又は第4項の規定に基づき、異動期間の延長について下記のとおり申請します。

記

- 1 異動期間を延長する予定者の氏名及び年齢
- 2 所属、職名、職務の級及び号給
- 3 定年年齢及び定年退職日
- 4 管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢及び異動期間の末日
- 5 異動期間延長の事由、異動期間の末日及びその延長の根拠条項
- 6 現に従事している職務の内容
- 7 申請の理由、異動期間の末日及びその延長の根拠条項
- 8 その他参考となる事項

様式第1号中「第1条」を「第3条」に改め、「氏名」の次に「及び年齢」を加え、「及び期限」を「、期限及びその延長の根拠条項」に、「及び延長後の期限」を「、延長後の期限及びその延長の根拠条項」に改め、同様式を様式第2号とし、同様式の前に次の1様式を加える。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

異動期間を延長した職員の勤務延長承認申請書

金沢市長 様

任命権者

職員の定年等に関する条例第4条第1項ただし書の規定に基づき、異動期間を延長した職員の勤務延長について下記のとおり申請します。

記

- 1 勤務を延長する予定者の氏名及び年齢
- 2 所属、職名、職務の級及び号給
- 3 定年年齢及び定年退職日
- 4 管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢及び延長前の異動期間の末日
- 5 異動期間延長の事由、延長後の異動期間の末日及びその延長の根拠条項
- 6 現に従事している職務の内容
- 7 申請の理由、勤務延長後の期限及びその延長の根拠条項
- 8 その他参考となる事項

(金沢市職員就業規則の一部改正)

第2条 金沢市職員就業規則(昭和24年規則第135号)の一部を次のように改正する。

第46条第2号中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第49条第1項及び第51条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(金沢市清掃従業員就業規則の一部改正)

第3条 金沢市清掃従業員就業規則(昭和24年規則第152号)の一部を次のように改正する。

第12条第4項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(金沢市職員退職手当支給条例施行規則の一部改正)

第4条 金沢市職員退職手当支給条例施行規則(昭和30年規則第34号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第2号中「附則第19項」を「附則第3項」に改め、同条第3号中「附則第20項」を「附則第4項」に、「条例附則第4項第1号」を「同項」に改め、同条第4号中「附則第21項」を「附則第5項」に改め、同条第5号中「附則第25項」を「附則第9項」に改める。

附則第5項中「附則第27項」を「附則第11項」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 6 11年未満の期間勤続した者であって、60歳(条例附則第13項に規定する業務職員にあつては、63歳)に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(条例附則第15項に規定する職員を除く。)に対しては、条例第2条第2項の規定は、適用しない。

(職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 職員の給与に関する条例施行規則(昭和31年規則第39号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項を次のように改める。

- 2 職員(次項に掲げる職員を除く。)の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第3の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

第2条の2第3項を同条第6項とし、同条第2項の次に次の3項を加える。

- 3 次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第3の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- (1) 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。) 職員の服務等に関する条例(平成7年条例第4号。以下「服務等条例」という。)第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

- (2) 育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。) 服務等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

- (3) 育児休業法第18条第1項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。) 服務等条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

- 4 前2項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が給料月額(前項各号に掲げる職員にあっては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。)の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第3の2に掲げる額

- (2) 前項第1号に掲げる職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第3の3に掲げる額

- 5 条例附則第10項の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、当分の間、同項中「応じた額」とあるのは「応じた額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」と、同項第1号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

第13条の3第2項並びに第14条の2第2号及び第3号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条中「1箇月」を「1か月」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条の5各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条の7中「別表第3の3」を「別表第3の4」に改める。

第21条の5中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 条例附則第10項の規定の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、当分の間、同項各号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

別表第1医療職給料表(3)の項中「100分の15」の次に「(職務の級6級の職員のうち市長が別に定める職員にあっては100分の10)」を加える。

別表第3の2中「第2条の2」を「第2条の2第4項第1号」に改める。

別表第3の3を別表第3の4とし、別表第3の2の次に次の1表を加える。

別表第3の3 調整基本額表(第2条の2第4項第2号関係)

1 行政職給料表

職務の級	調整基本額
1級	5,600円
2級	6,500円

3級	7,700円
4級	8,200円
5級	8,700円
6級	9,500円
7級	10,700円
8級	11,700円
9級	13,200円

## 2 医療職給料表(2)

職務の級	調整基本額
1級	5,700円
2級	6,500円
3級	7,300円
4級	7,700円
5級	8,500円
6級	9,700円
7級	11,000円
8級	12,800円

別表第4中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(通勤手当に関する規則の一部改正)

第6条 通勤手当に関する規則(昭和33年規則第42号)の一部を次のように改正する。

第8条の2の見出し中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第11条の3第2項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に改める。

(技能労務職員の給与に関する規則の一部改正)

第7条 技能労務職員の給与に関する規則(昭和36年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第5条の2第2項中「当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第7に掲げる調整基本額(その額が給料月額100分の4.5を超えるときは、給料月額100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)」を「調整基本額」に改め、「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3 前項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が給料月額100分の4.5を超えるときは、給料月額100分の4.5に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員の職務の級に応じた別表第7に掲げる額

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の職務の級に応じた別表第7の2に掲げる額

第8条の2中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の2項を加える。

12 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年条例第32号)第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例(昭和58年条例第39号)第3条第2号に掲げる職員に相当する職員にあっては、63歳)に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定によりその例によることとされる条例第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第4条第2項の規定によりその例によることとされる条例第5条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。この場合において、第4条第2項の規定によりその例によることとされる条例第5条第6項及び第7項中「55歳以上の職員で市長が定めるもの」とあるのは「57歳に達した日以後における最

初の3月31日を超えて在職する職員」と読み替えるものとする。

13 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤の職員
- (2) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	194,100	205,200	223,700	244,600	275,400

別表第7の次に次の1表を加える。

別表第7の2（第5条の2関係）

職務の級	調整基本額
1級	5,800円
2級	6,100円
3級	6,700円
4級	7,300円
5級	8,200円

（初任給調整手当に関する規則の一部改正）

第8条 初任給調整手当に関する規則（昭和36年規則第27号）の一部を次のように改正する。

第6条中「別表」を「別表第1」に改める。

第7条の次に次の1条を加える。

（条例附則第10項の規定の適用を受ける職員の支給期間及び支給額）

第7条の2 条例附則第10項の規定の適用を受ける職員に対する第6条の規定の適用については、当分の間、同条中「別表第1」とあるのは、「別表第2」とする。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第6条関係）

期間の区分	職員の区分	
	2項職員	3項職員
	円	円
1年未満	35,600	35,000
1年以上2年未満	35,600	32,900
2年以上3年未満	35,600	30,800
3年以上4年未満	35,600	28,700
4年以上5年未満	35,600	26,600
5年以上6年未満	35,600	24,500
6年以上7年未満	34,300	22,400
7年以上8年未満	33,000	20,300
8年以上9年未満	31,800	18,200
9年以上10年未満	30,500	16,100
10年以上11年未満	29,300	13,700
11年以上12年未満	28,000	11,200
12年以上13年未満	26,700	8,800



13年以上14年未満	25,500	6,300
14年以上15年未満	24,500	3,900
15年以上16年未満	23,500	
16年以上17年未満	22,500	
17年以上18年未満	21,600	
18年以上19年未満	20,600	
19年以上20年未満	19,600	
20年以上21年未満	18,600	
21年以上22年未満	18,200	
22年以上23年未満	17,800	
23年以上24年未満	17,100	
24年以上25年未満	16,700	
25年以上26年未満	16,200	
26年以上27年未満	15,800	
27年以上28年未満	15,400	
28年以上29年未満	14,800	
29年以上30年未満	14,600	
30年以上31年未満	14,400	
31年以上32年未満	13,900	
32年以上33年未満	13,300	
33年以上34年未満	12,700	
34年以上35年未満	12,200	
備考		
1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。		
2 この表において、「2項職員」とは第2条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。		

(金沢市立工業高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例施行規則の一部改正)

第9条 金沢市立工業高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例施行規則(昭和46年規則第52号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削る。

(金沢市職員就業規則及び金沢市清掃従業員就業規則の特例に関する規則の一部改正)

第10条 金沢市職員就業規則及び金沢市清掃従業員就業規則の特例に関する規則(昭和47年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(住居手当に関する規則の一部改正)

第11条 住居手当に関する規則(昭和49年規則第68号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

(単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第12条 単身赴任手当に関する規則(平成2年規則第26号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号アを次のように改める。

ア 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定による採用(法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。)をされたこと。

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第13条 職員の育児休業等に関する規則（平成4年規則第33号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第2条第3号ア(イ)」を「第2条第4号ア(イ)」に改める。

（職員の服務等に関する条例施行規則の一部改正）

第14条 職員の服務等に関する条例施行規則（平成7年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項、第10条各号並びに第10条の2第1項ただし書及び第4項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（金沢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第15条 金沢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第3条の規定は、公布の日から施行する。

（職員の定年等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例施行規則（以下「新定年規則」という。）第3条、第4条、第5条及び第6条の規定は、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第32号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第2条第1項の規定による勤務について準用する。

第3条 新定年規則第13条の規定による定年前再任用の手續及び附則第6条に規定する暫定再任用（令和4年改正条例附則第3条第1項若しくは第2項、第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。）の手續は、この規則の施行前においても行うことができる。

第4条 令和4年改正条例附則第2条第2項の規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年（同項に規定する新定年条例定年をいう。以下この条において同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（同日が令和5年3月31日である場合には、令和4年改正条例第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和58年条例第39号。以下「旧定年条例」という。）第3条に規定する定年に準じた年齢）を超える職（当該職に係る定年が令和4年改正条例第1条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第3条第1項に規定する定年である職に限る。）とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和4年改正条例附則第2条第2項の規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年（同日が令和5年3月31日である場合には、旧定年条例第3条に規定する定年に準じた年齢）に達している職員とする。

3 新定年規則第4条の規定は、令和4年改正条例附則第2条第2項の規定により昇任し、降任し、又は転任することができない場合について準用する。

第5条 任命権者は、暫定再任用を行うに当たっては、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第13条に定める平等取扱いの原則、法第15条に定める任用の根本基準及び法第23条の人事評価の根本基準に違反してはならない。

2 任命権者は、令和4年改正条例附則第3条第1項若しくは第2項、第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項に規定する者（以下「定年退職者等」という。）が法第52条第1項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第56条に規定する事由を理由として、暫定再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

第6条 任命権者は、暫定再任用を行うに当たっては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者に次に掲げる事項を明示するものとする。

(1) 暫定再任用を行う職に係る職務内容

(2) 暫定再任用を行う日及び任期の末日

(3) 暫定再任用に係る勤務地

(4) 暫定再任用をされた場合の給与

- (5) 暫定再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間
- (6) その他任命権者が必要があると認める事項

第7条 令和4年改正条例附則第3条から第6条までに規定する規則で定める情報は、定年退職者等についての次に掲げる情報とする。

- (1) 従前の勤務実績に関する情報
- (2) 暫定再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な情報

第8条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員にその旨を明示した辞令書を交付するものとする。ただし、第3号に該当する場合において、辞令書の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。

- (1) 暫定再任用を行う場合
- (2) 暫定再任用職員（令和4年改正条例附則第3条第1項若しくは第2項、第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下次号において同じ。）の任期を更新する場合
- (3) 任期の満了により暫定再任用職員が当然に退職する場合

第9条 令和4年改正条例附則第10条の規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年相当年齢（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職（以下「短時間勤務の職」という。）を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下この条において同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（当該職に係る新定年条例定年相当年齢が同条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職
  - (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
- 2 令和4年改正条例附則第10条の規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者とする。
  - 3 令和4年改正条例附則第10条の規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員とする。

（金沢市職員就業規則の一部改正に伴う経過措置）

第10条 暫定再任用短時間勤務職員（短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年地方公務員法改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、第2条による改正後の金沢市職員就業規則の規定を適用する。

（職員の給与に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第11条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第5条の規定による改正後の職員の給与に関する条例施行規則（以下「新給与規則」という。）第2条の2第4項の規定を適用する。

- 2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与規則第2条の2第3項及び第4項並びに第13条の3第2項の規定を適用する。

第12条 職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号）第10条の規定により給料の調整を行う職（次項において「給料の調整額適用職」という。）を占める令和3年地方公務員法改正法附則第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項又は第7条第1項の規定により採用された職員（次項において「特定暫定再任用職員」という。）のうち、当該職に係る旧定年条例第3条に規定する年齢に達した日がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日以前である職員であって、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、新給与規則第2条の2及び前条の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて

得た額（暫定再任用短時間勤務職員にあってはその額に新給与規則第2条の2第3項第1号に定める数を、同項第2号に掲げる職員にあってはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額）（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計が給料月額100分の25を超えるときは、給料月額100分の25に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。

2 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員（施行日前に令和3年地方公務員法改正法による改正前の法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）であった職員であって、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員（第3号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額

(2) 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなった特定暫定再任用職員（次号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になったとした場合に令和4年改正条例第2条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（次号において「旧給与条例」という。）及びこれに基づく規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として第5条の規定による改正前の職員の給与に関する条例施行規則（次号において「旧給与規則」という。）第2条の2第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

(3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった特定暫定再任用職員（給料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職を占める職員となったものを含む。） 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になったとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に2回以上該当することとなった場合にあっては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなったとした場合）に、旧給与条例及びこれに基づく規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として旧給与規則第2条の2第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

ア 給料表の適用を異にする異動をした場合

イ 職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合（同日に旧法再任用職員でなかった者にあっては同日に旧法再任用職員になったとした場合に、同日後にアに掲げる場合に該当した者にあっては同日にアに掲げる場合に該当することとなったとした場合に、それぞれ旧給与条例及びこれに基づく規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合）

第13条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与規則第14条の2及び第16条の規定を適用する。

2 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与規則第19条の5の規定を適用する。

第14条 令和4年改正条例附則第13条第2項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員について準用する。

第15条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与規則第21条の5の規定を適用する。この場合において、暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に同条の規定を適用するときは、同条中「当該各号に掲げる額（定年前再任用短時間勤務職員にあってはその額に服務等条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあってはその額に同条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、任期付短時間勤務職員にあってはその額に同条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とする。）」とあるのは、「当該各号に掲げる額（育児短時間勤務職員等にあってはその額に同条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、任期付短時間勤務職員にあってはその額に同条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とする。）」とする。

第16条 次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって給料月額とする。

(1) 暫定再任用短時間勤務職員 令和4年改正条例附則第13条第3項

(2) 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている  
暫定再任用職員 令和4年改正条例附則第13条第2項(附則第14条の規定により準用する場合を含む。)の規定  
により読み替えられた令和4年改正条例附則第13条第1項

(技能労務職員の給与に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第17条 この規則の施行に伴う経過措置は、令和4年改正条例附則第12条及び第13条の規定の例による。

(金沢市立工業高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第18条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第9条の規定による改正後の金沢  
市立工業高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例施行規則第3条の規定を適用する。

(住居手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第19条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第11条の規定による改正後の住居手当に関す  
る規則第4条の規定を適用する。

(単身赴任手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第20条 職員の給与に関する条例第13条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権  
衡上必要があると認められるものとして市長が定める職員には、次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、単  
身赴任手当に関する規則第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった  
職員であって、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが同規  
則第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものとな  
った暫定再任用職員を含むものとする。

(1) 令和3年地方公務員法改正法附則第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項又は第7条第1項の規定による  
採用(令和3年地方公務員法改正法による改正前の法(以下「旧法」という。)第28条の2第1項の規定により  
退職した日(旧法第28条の3又は令和3年地方公務員法改正法附則第3条第5項若しくは第6項の規定により勤  
務した後退職した日及び旧法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又  
は令和3年地方公務員法改正法附則第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項若しくは第7条第1項の規定に  
よる採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと。

(2) 令和3年地方公務員法改正法附則第4条第2項、第5条第3項、第6条第2項又は第7条第3項の規定による  
採用(法第28条の6第1項の規定により退職した日(法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務した後退  
職した日及び法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項又は令和3年地方公務員法改正法附則第4条第2項、  
第5条第3項、第6条第2項若しくは第7条第3項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日  
におけるものに限る。)をされたこと。

2 令和3年地方公務員法改正法附則第4条第2項、第5条第3項、第6条第2項又は第7条第3項の規定により採  
用され勤務した後退職した日の翌日に法第22条の4第1項の規定により採用された職員に対する第12条の規定に  
よる改正後の単身赴任手当に関する規則第5条の規定の適用については、同条第2号ア中「退職した日」とあるのは、  
「退職した日(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第2項、第5条第3項、第  
6条第2項又は第7条第3項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。)」とする。

3 施行日前に、第12条の規定による改正前の単身赴任手当に関する規則第5条第2号アに該当する採用をされた職  
員については、同条の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

(職員の服務等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第21条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第14条の規定による改正後の職員  
の服務等に関する条例施行規則の規定を適用する。

## 訓 令 甲

### ●金沢市訓令甲第5号

庁 中 一 般

職員の勤務時間に関する規程及び職員の勤務時間に関する規程等の特例に関する規程の一部を改正する規程を次の  
ように定める。

令和4年12月28日

金沢市長 村 山 卓

職員の勤務時間に関する規程及び職員の勤務時間に関する規程等の特例に関する規程の一部を改正する規程  
(職員の勤務時間に関する規程の一部改正)

第1条 職員の勤務時間に関する規程(昭和34年訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(職員の勤務時間に関する規程等の特例に関する規程の一部改正)

第2条 職員の勤務時間に関する規程等の特例に関する規程(昭和47年訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

## 教 育 委 員 会 訓 令 甲

### ●金沢市教育委員会訓令甲第1号

教 育 委 員 会

教育委員会事務局の職員の勤務時間に関する規程(昭和48年教育委員会訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

令和4年12月28日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

## 公 平 委 員 会 規 則

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月28日

金沢市公平委員会委員長 山 崎 正 美

### ●金沢市公平委員会規則第1号

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

職員からの苦情相談に関する規則(平成17年公平委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「第28条の4又は第28条の5」を「第22条の4第1項」に、「に基づく」を「による」に改める。

第7条中「作成し、」の次に「毎年、苦情相談の概要を」を加える。

附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和14年3月31日までの間における改正後の第3条第1項の規定の適用については、同項第2号中「第22条の4第1項」とあるのは、「第22条の4第1項又は地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項」とする。

## 消 防 局 訓 令 甲

### ●金沢市消防局訓令甲第2号

消 防 局  
消 防 署

消防職員の勤務時間等に関する規程(昭和34年消防本部訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

令和4年12月28日

金沢市消防長 蔵 義 広

第7条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市企業局職員就業規則等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年12月28日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

●金沢市公営企業管理規程第11号

金沢市企業局職員就業規則等の一部を改正する規程

(金沢市企業局職員就業規則の一部改正)

第1条 金沢市企業局職員就業規則(昭和32年公営企業管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

第30条第4項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(金沢市企業局職員就業規則の特例に関する規則の一部改正)

第2条 金沢市企業局職員就業規則の特例に関する規則(昭和47年公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

本則中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(金沢市企業局職員の給与に関する規程の一部改正)

第3条 金沢市企業局職員の給与に関する規程(昭和52年公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附則第2項の次に次の1項を加える。

3 当分の間、職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後の給与については、一般職の給与条例附則第10項から第17項まで及び一般技能労務職の給与規則附則第12項及び第13項の規定を準用する。

附 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴う経過措置は、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年条例第32号)附則第12条及び第13条の規定の例による。

病 院 事 業 管 理 規 程

金沢市立病院職員就業規則及び金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年12月28日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

●金沢市病院事業管理規程第8号

金沢市立病院職員就業規則及び金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

(金沢市立病院職員就業規則の一部改正)

第1条 金沢市立病院職員就業規則(平成25年病院事業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第28条第4項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 金沢市立病院職員の給与に関する規程(平成25年病院事業管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削る。

第6条第3項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附則を附則第1項とし、同項の次に次の1項を加える。

2 当分の間、職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後の給与については、一般職の給与条例附則第10項から第17項までの規定を準用する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴う経過措置は、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第32号）附則第12条及び第13条の規定の例による。

令和4年(2022年)12月28日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄